別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三〇〇、〇〇〇円
	二	三〇一、六〇〇円
二	一	三三八、九〇〇円
	二	三四七、〇〇〇円
	三	三五五、一〇〇円
	四	三六三、三〇〇円
	五	三七一、四〇〇円
三	一	三九八、一〇〇円
	二	四〇七、〇〇〇円
	三	四一五、九〇〇円
	四	四二四、八〇〇円
	五	四三〇、八〇〇円
三	一	五四六、五〇〇円
	二	五五八、二〇〇円
	三	五六六、〇〇〇円
	四	五七三、八〇〇円

第二条　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の百六・二五、十二月に支給するときは百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の八十五、十二月に支給するときは百分の八十七」を「百分の八十六」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の六十三・七五、十二月に支給するときは百分の六十五・二五」を「百分の六十四・五」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の三十一・八七五、十二月に支給するときは百分の三十二・六二五」を「百分の三十二・二五」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十二号

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第一条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「夫、」を削る。

第十七条第一項第一号中「百五十三」を「百七十五」に改め、「。ただし、五十五歳以上の妻又は人事院規則で定める障害の状態にある妻にあつては、平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。」を削り、同条第四項を削る。

第十七条の二第一項中「の一」を「のいずれか」に改め、同条第二項中「の一」を「のいずれか」に改める。

第十七条の五第一項中「の一」を「のいずれか」に改める。

第二十八条中「二年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、五年間）」を「、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条ただし書中「この期間」を「当該期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次号に掲げる補償以外の補償　二年（当該補償が療養補償、休業補償、介護補償若しくは葬祭補償又は特定特例補償（第二十条の三の規定に基づく特例による補償のうち、その補償を支給すべき事由の性質を考慮して人事院規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）である場合において、その補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第十条、第十二条、第十四条の二第一項若しくは第十八条に規定する補償を支給すべき事由又は特定特例補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として人事院規則で定めるものであるときは、五年）

二　傷病補償年金、障害補償及び遺族補償　五年

附則第十六項中「第二十八条」を「第二十八条第二号」に改める。

附則第十八項中「夫、」を削り、「各号の一」を「前項各号」に、「第一号」を「前項第一号」に改め、「のいずれか」を削る。

附則第十九項中「、夫」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、夫」を削り、同条第四項中「、「夫」及び「妻」」を削る。

第四十四条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第九十一条第一項中「夫、」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項ただし書中「、前項本文」を削る。

第九十三条第一項第五号イ及びロ中「妻」を「配偶者」に改める。

附則第十二条の二第二項中「夫、」を削る。